

令和 7 年度

札幌市東部児童相談所一時保護施設第三者評価受審結果報告書

一般社団法人あいおらいと



1 業務日程

履行場所	札幌市東部児童相談所 札幌市白石区本郷通 3 丁目北 3-1
業務実施日	(1) 説明会 令和 7 年 1 1 月 1 3 日 (木) (2) 訪問調査 令和 8 年 1 月 2 7 日 (火) 2 8 日 (水) (3) 報告会 令和 8 年 3 月 4 日 (水)

2 訪問調査 令和 8 年 1 月 2 7 日 (火) 2 8 日 (水)

1 日目 1 月 27 日 (火) 13:00~17:15	
13:00 ~ 13:15	当日の流れの確認・あいさつ【15 分】
13:15 ~ 14:00	施設見学【45 分】
14:00 ~ 16:00	評価項目聴き取り【2 時間】
16:00 ~ 16:45	まとめ (予備) 評価項目聴き取り
16:45 ~ 17:15	引継ぎの見学

2 日目 1 月 28 日 (水) 8:50~12:00

8:50 ~ 9:00	引継ぎの見学
9:00 ~ 10:00	評価項目聴き取り【1 時間】
10:00 ~ 10:15	職 員 の 聴 き 取 り (男 子 棟) 経験の浅い職員 1 名 ベテランの職員 1 名
10:15 ~ 10:30	職 員 の 聴 き 取 り (女 子 棟) 経験の浅い職員 1 名 ベテランの職員 1 名
10:30 ~ 11:00	まとめ (予備) 評価項目聴き取り
11:00 ~ 11:30	職員の聴き取り 児童福祉司 児童心理司
11:30 ~ 12:00	今後のスケジュール確認

3 施設概要

「札幌市東部児童相談所」は、2025 年 9 月 22 日に児童虐待相談の増加や一時保護の需要の高まりなどへの対応力を強化するため、札幌市白石区（所管区 白石・厚別・豊平・清田区の 4 区）に一時保護施設を併設し開設された

一時保護施設は定員 36 名（女子 12 名・幼児 6 名、男子 18 名）であり、新たにユニット制を導入し、学齢児は原則個室として家庭的で安心できる生活環境となっている。また、専用の体育室（アリーナ）では、バドミントン、卓球、バレーボールも楽しめる開放的な環境を整備している。

相談部門では、おやこ支援ルームを設置し、心理療法担当職員による親子相互交流療法により関係性の改善等が行われる。さらに、虐待を受けた子どもの負担軽減のため、警察、検察、児相の担当者が集まって一度に被害状況などを聞き取るための「司法面接室」が道内の児相で初めて設置された点の特徴となっている。

4 職員（令和8年1月1日時点）

[正規職員]		[会計年度任用職員]	
・家庭支援課長	1名	・看護師	1名
・一時保護係長	2名	・学習指導員	5名
・保育士	12名	・生活指導員	12名
・事務職員	12名	・心理療法担当職員	4名

5 評価基準

令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護施設の第三者評価に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティングの報告書）に報告されている第三者評価基準（案）を基本とする。

6 評価ランク

評価ランク	評価基準
S	- 優れた取組みが実施されている - 他の児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	- 適切に実施されている - よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	- やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	- 適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

<評価の高い点>

1 一時保護施設職員のチームワーク

札幌市東部児童相談所一時保護施設は、開設にあたり手探りの中で準備が進められてきた。現在、開所後数か月が経過し、男児棟・女児棟の係長を中心とした意見が出しやすく、安心して働ける職場環境が形成されつつある。さらに、職員のチームワークにより充実した一時保護施設の体制整備に取り組む姿勢は評価できる。

2 こども一人ひとりの思いを大切にした養育・支援

ユニットや個室が整備された一時保護施設的环境を活かし、こども一人ひとりの意向や生活背景に寄り添った養育・支援に取り組んでいる。また、相談部門との密な連携により、こどもの不安や今後の見通しを把握しながら支援が行われている。さらに、日課や生活のルールは、できるだけこどもの年齢や発達に配慮し、アリーナでの卓球や運動遊びや公益財団法人と連携した野外活動等を通じ、こどもの思いを大切にした養育・支援に取り組んでいることは評価できる。

3 私物の持込みの工夫とこどもの意見の尊重

こどもの私物の持込みについては、可能な限り認める方針としており、前例のない場合には職員で協議のうえ、柔軟かつ適切に判断し対応している。また、各居室にこどもが施錠し自己管理することができる金庫を設置し、こどもの貴重品やアクセサリ等が保管できる環境を整えている。加えて、生活のルールの見直し等は、こどもと共に考える機会を設けるなど、こどもの意見を尊重した取組が行われていることは評価できる。

<今後に期待する点>

1 職員の人材育成

札幌市では、「札幌市児童相談関係職員人材育成方針」に基づいて児童相談所における専門的相談支援体制の充実が進められている。そのような中で、一時保護施設には管理者および指導教育担当職員が配置され、OJTや経験のある同僚職員からの助言等により、一定の人材育成・支援体制は確保されている。しかしながら、日常的な意見交換による学びが中心となっていることは否めず、今後は、混乱した状況のこどもに対応する一時保護施設としての専門性や支援の質の向上に向け、職員の経験年数や職制に応じた研修を行うなど、体系的で計画的な人材育成の仕組みを構築することが望まれる。さらに、夜間等の支援を担っている会計年度任用職員を含めた施設全体に及ぶ人材育成の推進が期待される。

2 被措置児童等虐待の取組

開設以降間もないこともあって現在まで、被措置児童等虐待は発生していない。一時保護施設職員に対しては被措置児童等虐待防止に関する研修が、こどもに対しては権利ノートを用いて被措置児童虐待についての説明が行われているところであるが、今後は、こどもに対する説明に関してより具体的な内容をわかりやすく伝える工夫を行うとともに、掲示物等による継続的な周知が期待される。

3 こどもの意見への速やかな対応

こどもからの意見は、不定期に開催されるユニット会議（こども会議）で確認、把握しているほか、意見箱の意見については2週間に一度の頻度で確認し、その都度、係会議で検討のうえ、こどもにフィードバックを行っている。今後は、こどもの意見については児童相談所全体で共有し、それぞれの意見に応じたより適切な組織的な判断を経て、速やかにこどもにフィードバックを行うことが必要である。

結果

第1部 こども本位の支援	
1. 一時保護施設の理念・基本方針	
[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	B
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	B
[No.4] こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
[No.5] 個別支援を適切に行っているか	A
2. こどもの権利・こどもの意向の尊重	
[No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	B
[No.7] こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	B
[No.8] こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	B
[No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
[No.13] こどもの援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	B
[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	B
3. 一時保護施設における権利制限	
[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か	B
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
[No.17] 個別対応は適切に行っているか	A
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	
[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
[No.20] こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	該当なし
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A
第2部 一時保護施設的环境・運営体制	
1. 一時保護施設的环境	
[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	S
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A

2. 職員体制・職場環境	
[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	B
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	B
[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
3. 情報共有・関係者間連携	
[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか	S
[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	B
[No.32] 情報管理を適切に行っているか	A
[No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	B
4. 関係機関との連携	
[No.34] 医療機関と適切に連携しているか	S
[No.35] 警察等と適切に連携しているか	B
第3部 一時保護施設における支援	
1. 一時保護施設の運営	
[No.36] 緊急保護を適切に行っているか	A
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	S
[No.39] 食事を適切に提供しているか	B
[No.40] こどもの入浴は適切か	B
[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか	A
[No.42] こどもの睡眠は適切か	A
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか	A
[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
2. アセスメント・支援方針	
[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
[No.50] 行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A

[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか	A
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応（特別な配慮）	
[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	B
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	B
[No.57] 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	B
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	
[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
第4部 一時保護施設の管理運営	
1. 安全管理	
[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	B
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか	A
[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
2. 施設運営計画	
[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A

第1部 こども本位の支援

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか

B

◆ねらい 一時保護所の理念ならびに基本方針を策定し、職員への周知や職員が定期的に確認・振り返りを行う機会があるか確認します

1-1 一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
1-2 理念・基本方針が職員に周知している	○
1-3 一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針としている	○
1-4 一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
1-5 理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある	△
<コメント> 理念は、「私たちの使命と誇り」（子どもの最善の利益と成長を支えるプロフェッショナルとして）として明文化され、事務室内への掲示やガイドラインの配布により周知が図られている。また、月2回の係・観察会議を通じて、運営状況の確認が行われている。しかし、会計年度職員を含む職員全員が定期的に確認・振り返りを行う機会がなく今後の取組に期待する。	

[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

A

◆ねらい 一時保護施設での受入れの適否(一時保護施設で対応可能であること)やこどもの安全、安心を担保でき、信頼感を持てるような養育・支援が行われているか確認します

2-1 一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2-2 こどもをあたたく迎え入れている	○
2-3 こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
2-4 こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
2-5 保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
2-6 こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
2-7 こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	○
<コメント> 一時保護施設における受入れの適否は、こどもの安全の視点で判断している。また、入所期間の長期化により十分な安全を確保しにくい状況でもユニット制の導入や監視カメラの導入により個別的な対応も可能な環境となっている。しかし、監視カメラの導入は、よりこどもが監視されていると感じる可能性もあり、引き続き配慮が求められる。	

[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか

B

◆ねらい 相談種別にかかわらず、虐待等の不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた、適切な対応ができているか確認します

3-1 主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
--	---

3-2 こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	△
<コメント> こどもへの対応は、主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を含めた行動観察を行っている。しかし、こどもの支援にあたっては、トラウマインフォームドケアの視点は十分ではなく、今後、研修の開催等によりトラウマインフォームドケアの視点・考え方についての理解が求められる。	

【No.4】 こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

A

◆ねらい こどものエンパワメントにつながる養育・支援が行われているか確認します

4-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
4-2 こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
4-3 こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている	○
4-4 こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
<コメント> 札幌市東部児童相談所一時保護施設の理念に基づく養育・支援に努め、こども一人ひとりが安心・安全に過ごせるよう、環境づくりや日々の関わりに配慮している。また、こどもの興味や関心があるおもちゃや本などできるだけそろえるようにしているほか、年数回外部の NPO 法人に委託して野外活動が行われる。	

【No.5】 個別支援を適切に行っているか

A

◆ねらい こども一人ひとりのニーズに応じた個別支援が適切に行われているか確認します

5-1 こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
5-2 集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）	○
<コメント> こどもの担当制を導入し、こども一人ひとりに寄り添う対応に努めている。こどもには、基本的な生活のルールや日課を示しつつ、ユニットを活かした柔軟な関わができるようにしている。	

2. こどもの権利・こどもの意向の尊重

【No.6】 こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか

B

◆ねらい 一時保護にあたり、子どもの権利及び制限される内容や、権利が侵害された時の解決方法について、子どもに対して適切に説明されている確認します。また、一時保護の決定時および一時保護中の生活に関する意見の申立の方法が周知されているか確認します

6-1 こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
6-2 こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
6-3 一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	△

6-4 一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	△
<コメント> こどもの権利については、児童福祉司が入所時に子どもの権利ノートにて、年齢や理解度に応じて説明をしている。また、こどもの権利や生活上のルールについても説明が行われている。しかし、一時保護の決定理由や生活に関する意見の申立て方法については、意見箱やユニット会議（こども会議）等により意見表明の機会はあるが、こども自身が十分に理解できる説明とは言い難く、今後、意見表明事業等を含めた説明のマニュアルやこどもに分かりやすいポスター掲示などに期待する。	

【No.7】こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか

B

◆ねらい 一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また、子どもの意見を一時保護等に反映する取組みが行われているかを確認します

7-1 こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
7-2 こども会議等、こどもの意見を聞く場がある	○
7-3 一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
7-4 こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようにしている	○
7-5 意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている	△
<コメント> 意見箱の設置やユニット会議（こども会議）を開催し、こどもの意見・要望・苦情等を聞いている。また、担当職員をはじめこどもと関わる時間を意識的に設け意見を聞くようにしている。しかし、意見表明を支援する実効性のある取組や見直しは行われておらず、今後、導入するアドボケイト事業を含めた取組に期待する。	

【No.8】こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか

B

◆ねらい 意見表明等支援員の仕組みがあるか、また、こどもにとって使いやすい仕組みになっているか確認します

8-1 意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
8-2 意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている	×
8-3 意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	×
<コメント> 意見表明等支援事業については、令和8年2月から導入予定であり、一時保護施設の職員には事業の内容を伝えている。また、意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる意見箱等の工夫が期待される。	

【No.9】保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか

A

◆ねらい 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか確認します

9-1 一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
9-2 一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている	○

<コメント>

こどもに対して一時保護の理由や目的の説明は、児童福祉司が入所児童向けのオリエンテーション資料（日課表やルールに関する説明文）などを使い行っている。また、一時保護施設の職員も一時保護の決定についてこどもに合わせた説明を心がけ、理解できているか確認している。

【No.10】 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか

A

◆ねらい 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか確認します

10-1 保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
10-2 児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	○

<コメント>

保護期間中の現状や今後の見通しについては、児童福祉司がこどもに適宜説明している。また、一時保護施設の職員は、こどもの情報を共有しながら、できる限りこどもの気持ちに寄り添った聞き取りや説明をしている。

【No.11】 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか

A

◆ねらい 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか確認します

11-1 一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
11-2 一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○
11-3 一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
11-4 一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している	○

<コメント>

一時保護の解除にあたり、児童福祉司がこどもに対して説明を行っている。また、説明の日程や時間については事前に一時保護施設の職員へ伝え、説明後には職員がこどもの様子や理解を確認している。さらに、解除時期や解除後の生活についての検討にも一時保護施設の職員も参画している。

【No.12】 こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか

A

◆ねらい こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行われているか確認します

12-1 こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている	○
12-2 こどもが安心して話せるよう配慮している	○
12-3 こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○

<コメント>

こどもからの聞き取りは、こどもが安心して自発的な話ができるようにしている。また、こどもから聞いた話はこどもから了解を得て、児童福祉司、児童心理司と共有している。

[No.13] こどもの生活に関する方針や援助方針等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか

A

◆ねらい こどもの生活に関する方針や援助方針等に対するこどもの意見や意向等を聴いて記録しているか確認します。また、こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明しているか確認します。

13-1 こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	○
13-2 援助指針等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
13-3 こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
13-4 こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している	○
13-5 こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している	○

<コメント>

こどもの生活に関する今後の方針の検討において、こどもが主体的に参画し、できるかぎり自己決定できるよう支援をしている。また、こどもの意見や意向については、係会議でその都度検討している。こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由も含めこどもとの話の場を設け理解できるように説明している。

[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか

B

◆ねらい 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか確認します

14-1 こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている	△
14-2 こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
14-3 意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	△
14-4 こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○

<コメント>

こどもからの意見は、不定期に開催されるユニット会議（こども会議）で聞かれている。また、意見箱の意見については、2週間に一度開封しその後係会議で検討しフィードバックしている。今後、こどもから出された意見については児童相談所全体で共有し、速やかにこどもにフィードバックすることが必要である。

3. 一時保護施設における権利制限

[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か

B

◆ねらい 外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とされているか、また権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを確認します。

15-1 通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	○
--	---

15-2 通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
15-3 保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
15-4 通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	○
15-5 通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	△
<コメント> 通信、面会等に関する制限は、一時保護入所時のオリエンテーションにおいて制限が必要な理由を児童福祉司が説明している。その場合、保護者との関係性含めこどもの意見や意向を確認している。また、学校行事や試験等への参加は、こどもの所属する機関と連携しながら必要最低限の制限となるようにしている。しかし、保護期間が長期化するこどもについては、定期的な点検・見直しが十分ではないケースもあるとも聞かれる。	

【No.16】一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか

A

◆ねらい 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか 確認します

16-1 生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	○
16-2 やむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
16-3 一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	○
16-4 ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	○
16-5 こどもが参画した議論の場(こども会議等)の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	○
16-6 生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○
<コメント> 生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限することがないように配慮し、家庭的な雰囲気を大切にしながら必要最小限の内容としている。また、ルールに関する検討事項が生じた際には、こどもと一緒に考えるようにしている。また、私物の持ち込みについては、可能な限り認める方針とし、前例がない場合でも職員間で協議のうえ判断している。	

【No.17】個別対応は適切に行っているか

A

◆ねらい 個別対応は適切に行われているか確認します

17-1 懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
17-2 こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
17-3 こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している	○
17-4 こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている	○

<コメント>

こどもの意に反して集団から分離する場合は、「札幌市児童相談所における行動制限（個室利用）のガイドライン」に基づいて実施している。現在、癇癢等を起こして他児に影響が及ぶ可能性がある場合などに分離や個室対応を行うことがあり、懲罰的な目的で集団から分離させることはない。

【No.18】 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか

A

◆ねらい 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか確認します

18-1 こどもが私物を所持できることを基本としている	○
18-2 やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している	○
18-3 スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている	○
<コメント> 私物の持ち込みを制限することのないようにしている。スマートフォン等の通信機器の利用については保護所内では認めていないが、必要があれば、担当児童福祉司や児童心理司と1階面談室にて利用する時間を設けることとしている。	

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

【No.19】 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

B

◆ねらい 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

19-1 こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	△
19-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している	○
19-3 こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
19-4 被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている	○
<コメント> 開設以降、現在まで非措置児童等虐待は発生しておらず、職員にも非措置児童等虐待防止に関する研修が行われている。また、こどもに対しては権利ノートを用いて説明が行われているが、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト等について、より具体的な内容をわかりやすく伝える工夫が必要である。今後は、権利ノートの活用や掲示物等による継続的な周知が期待される。	

【No.20】 こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

B

◆ねらい こども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取組みがなされているか、また発生事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを確認します

20-1 こども同士での権利侵害が起こらないように、こどもへの権利教育を行っている	△
---	---

20-2 こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
20-3 こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
20-4 こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○
<コメント> こども同士の権利侵害については、事前に「何かあれば職員に相談する」と伝えるなどしている。しかし、権利侵害の対応については、人材不足を含め一時保護施設のみで即時対応することは困難である。今後は、こどもへの権利侵害が起これないための権利教育や対応については、職員の連携や児童相談所全体での支援体制の仕組みの構築が必要である。	

【No.21】 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか

非 該
当

◆ねらい 国籍、文化、慣習、宗教等による生活上の違う子どもに対して適切な対応が行われているか確認します

21-1 入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	
21-2 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	
<コメント> これまで、国籍、文化、慣習、思想や信教等の対応が必要なこどもの入所がなく非該当とする。	

【No.22】 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか

A

◆ねらい 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか確認します

22-1 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	○
<コメント> ユニット及び個室の完備など生活環境を整え、多様な性的指向に対応できる生活環境がある。一方で、男子棟・女子棟に分けざるを得ない環境や、性的問題の予防・見守りの必要性等を含め、支援時の線引きが難しい状況もあるとの声も聞かれる。	

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1. 一時保護施設的环境

【No.23】 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか

S

◆ねらい 一時保護施設として必要な諸室や設備が整備されているかを確認します

23-1 一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
23-2 ユニットを整備している	○
23-3 個室を提供している	○

23-4 複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
23-5 定員超過が慢性化した状態とはなっていない	○
<コメント> 一時保護施設の設備基準に基づき、ユニットや個室が整備されている。個室環境を確保する一方で、他児や職員と触れ合いたい場合はリビングを利用でき、1人で過ごしたい場合は個室に移動できるなど、児童の選択や個別性に配慮した生活環境が整備されている最新の施設環境である。	

【No.24】一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか

A

◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを確認します

24-1 こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	○
24-2 こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	○
24-3 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
24-4 家庭的な環境となるよう工夫している	○
24-5 生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
24-6 必要な修繕等を行っている	○
24-7 生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○
<コメント> こどもが安心して過ごせる家庭的な生活環境を目指し、個室の設置や必要に応じた個別対応により、プライバシーや閉塞感への配慮がなされている。また、児童間のトラブルや個々の課題への見守りの必要性から、こどもの意向や安心・安全の確保に配慮した工夫や、環境調整のさらなる検討に期待する。	

2. 職員体制・職場環境

【No.25】管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか

B

◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし、それを実行できているかを確認します

25-1 管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
25-2 管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
25-3 スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	△
25-4 管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
<コメント> 東部児童相談所では、一時保護担当課長の定数化が認められておらず、家庭支援課長が管理者を兼務している。しかし、家庭支援課長は一時保護業務のみを所管しているわけではないため、十分な運営管理が行えているとは言い難い。会計年度任用職員が多い中、専任の一時保護担当課長の業務は重要であり、全職員が適切なスーパービジョンを受けられる体制の確保を期待する。	

【No.26】一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか

B

◆ねらい 実態に応じた必要な職員を配置し専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている

26-1 受入れをすることの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	△
26-2 直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
26-3 専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
26-4 各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
<コメント> 配置基準を満たす職員定数は確保されているものの、学生アルバイトの割合が高く、勤務回数や経験に差が見られる。また、子どもにとっても関わる職員が頻繁に変わることで、ストレスを感じる場合がある。人員に十分な余裕がない中で、各職種が役割を補い合いながら対応している点は評価できるが、多様で専門的な支援ニーズに対応するには、より安定的かつ充実した職員配置の確保が求められる。	

【No.27】一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか

B

◆ねらい 適切な夜間職員体制が確保されているか確認します

27-1 夜間に 2 人以上の職員がいる	○
27-2 ユニットがある場合、夜間において 1 ユニットにつき 1 人以上の職員を配置している	○
27-3 夜間における行動観察やケアができる体制(正規職員の配置等)がある	△
27-4 児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
<コメント> 夜間指導員に欠員が生じており、適切な夜間職員体制は確保できていない。また夜間でも正職員を 1 名以上配置しているが、十分な行動観察や児童のケアを行うためには十分な人員体制であるとは言い難い。	

【No.28】職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか

B

◆ねらい 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか確認します

28-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	○
28-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	△
28-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	△
28-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがある	△
28-5 職員が外部研修を受講している	△

<コメント>

職員の専門性向上を目的に年間研修計画を作成し、研修への参加が行われている。また、「札幌市児童相談関係職員人材育成方針」に基づき人材育成に取り組んでいる。しかし、人員不足により日常業務の対応が優先され、外部研修の受講機会を十分に確保することが難しい状況にある。今後は、全職員の研修機会の確保や組内容の周知を含めた体系的な人材育成の推進に期待する。

【No.29】 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか

B

◆ねらい 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

29-1 適正な就業状況を確保している	○
29-2 職員の健康管理を適切に行っている	○
29-3 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みを行っている	○
29-4 一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	△
<コメント> 各棟において係長が中心となり、職員が意見を出しやすく、働きやすい職場環境づくりに取り組み職場の雰囲気も良好である。しかし、職員の体調不良等により代替勤務が生じた場合、代替に入った職員の勤務時間や休憩の確保が十分とは言えず、時間外勤務が常態化する傾向が見られる。今後、人員体制の見直しや業務調整を通じて、より安定した勤務環境の整備に期待する。	

3. 情報共有・関係者間連携

【No.30】 一時保護施設全体がチームとして運営できているか

S

◆ねらい 一時保護施設職員がチームとして運営できているか確認します

30-1 職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
30-2 職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
30-3 職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
<コメント> 職員間の情報共有や引継ぎについては、口頭による伝達にとどまらず、情報共有ツールを活用し、日勤・夜勤の引継ぎや職員間の声かけで情報共有を行っている。また、こどもの状況を色分けし委託一時保護のこどもについても把握できるようにしている。職員間のコミュニケーションは良好である。	

【No.31】 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか

B

◆ねらい 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか確認します

31-1 相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	△
31-2 こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	△

<コメント>

児童福祉司および児童心理司については、経験年数や専門性、またスーパービジョン（SV）の支援を受けられている状況に差が見られ、それに伴いケース対応の進捗や判断にばらつきが生じている。その結果、今後の支援方針が明確にならないまま、一時保護が長期化しているケースも一部に見受けられる。

[No.32] 情報管理を適切に行っているか

A

◆ねらい 一時保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に徹底されているかを確認します

32-1 個人情報を適切に取り扱っている	○
32-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
32-3 書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
32-4 法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要性が生じた場合には、こどもや保護者の同意を得ている	○
32-5 情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○

<コメント>

個人情報の取り扱いについては、子どもに対しても守秘に関する約束を明確に伝えるなど、適切な配慮がなされている。また、ユニット内へのスマートフォンや不要な書類の持ち込みの禁止が徹底されており、個人情報保護に対する職員の意識は高く、個人情報の取り扱いに関して懸念が生じた場合には、速やかに職員間で検討が行われる。

[No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

B

◆ねらい ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

33-1 こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
33-2 職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	△
33-3 AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	△

<コメント>

情報共有ツールを活用し、子どもに関する記録等を相談部門と一時保護施設の双方で相互に確認できる体制がある。一方で、記録作成等における職員の負担軽減に向けた取組については、その必要性は認識されているものの、現時点では具体的な改善策の実現には至っていない。加えて、パソコンの台数が十分でない場面もあり、業務効率への影響が懸念される。

4. 関係機関との連携

[No.34] 医療機関と適切に連携しているか

S

◆ねらい 一時保護所において医療機関との連携が適切に行われているか確認します

34-1 必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
34-2 こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
34-3 必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
<コメント> 医療との連携は、看護師を中心に、必要に応じて医療機関への受診等が適切に行われるようにしている。また、他の医療職とも連携しながら、こどもの健康状態の把握や対応の検討に努めている。主治医については医事担当部長である医師職が対応し、精神科領域では北海道大学病院や市立札幌病院との連携も図られている。	

[No.35] 警察等と適切に連携しているか

B

◆ねらい 警察との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮が行われているか確認します

35-1 必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
35-2 警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	△
<コメント> 警察等との連携は、必要な場面で円滑に協力が得られるよう、日頃から関係機関との連携が図られている。今後、管轄区域の警察とこどもの心身への影響を踏まえた取り決めなどを行い、こどもの福祉を優先した対応や取り決めに期待する。	

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

[No.36] 緊急保護を適切に行っているか

A

◆ねらい 緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが行われているか、また閉鎖的環境での保護が必要最小限とするための仕組みがあるかを確認します。

36-1 緊急保護ができる環境と体制が確保されている(居室の確保、夜間の保護の体制等)	○
<コメント> 緊急保護の受入れは正規職員が対応し、子どもへの説明や健康状態の確認等、必要な手続きが行われている。また、常時、緊急保護に対応できる居室の確保に努めているが、施設は定員に近い状況が続き、入所状況によっては対応が困難な場合もある。	

[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか

A

◆ねらい 受入にあたり、子どもにあわせた日課や構成となっているか自由時間等とのバランスが取れているか、また、一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援しているかを確認します。

37-1 個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
-----------------------------	---

37-2 日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
37-3 役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
37-4 一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援している	○
37-5 こどもが一人になれる時間や場所がある	○
<コメント> 生活支援については、可能な限り個々のこどもに合わせた対応に努めている。具体的には、日課においてこどもの希望を聞いたりしながら、自由時間とのバランスを意識した支援が行われている。また、基本として個室が確保されており、こどもが楽しめる活動や生活リズムに応じた支援も可能となっている。一方で、現状の人員体制では、すべてのこどもに対して個別化された生活支援を行うことは難しいとの声も聞かれる。	

[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか

S

◆ねらい 子どもの年齢にあわせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプログラムが適切かを確認します。

38-1 こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
38-2 こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるように配慮している	○
38-3 事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
38-4 遊具や備品について定期的に点検している	○
<コメント> こどもたちの年齢や状況に応じて活動内容を検討し、無理なく日常的に楽しめるプログラムに取り組んでいる。アリーナを活用した男女の卓球や運動遊びなど、こどもの興味関心に配慮している。また、毎月の課外活動のほか、公益財団法人に委託して定期的な野外が行われこどもや職員からも好評を得ている。	

[No.39] 食事を適切に提供しているか

B

◆ねらい 安全な食事が規則正しく提供されているかに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工夫が行われているかを確認します

39-1 食事の安全・衛生を確保している	○
39-2 食事を適時適温で提供している	○
39-3 献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含むものになっている	○
39-4 こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している(おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか)	○
39-5 食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
39-6 こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○

39-7 こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	△
<コメント> 食事については、食物アレルギーや宗教・文化的配慮について、保護者から除去品目等を事前に確認している。アレルギー対応については、提供前に調理員と生活指導員が相互に確認し、安全面への配慮がなされている。また、誕生日や行事の際にはお楽しみメニューが提供され、食事への工夫も見られる。しかし、こどもがメニューを選択する機会が少なく今後の取組に期待する。	

[No.40] こどもの入浴は適切か

B

◆ねらい こどもの年齢に応じた入浴の回数や時間は適切であるか確認します。

40-1 入浴の回数や時間は適切である	○
40-2 入浴時間帯は適切である	△
40-3 こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○
<コメント> 入浴は年齢や発達に応じて行われ、こどもの希望や年齢等に配慮し、必要に応じてシャンプーの持ち込みができるようにしている。しかし、入浴時間が幼児は午前中から学童は 15 時頃から開始するなど、かなり早い時間帯での入浴となっており、今後の改善に期待する。	

[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか

A

◆ねらい こどもが清潔で、気候、好みにあった衣服を着用できる環境であるかを確認します。

41-1 衣服の清潔は保たれている	○
41-2 季節や場所に応じた適切な衣服を着用している	○
41-3 私服を着用できる	○
41-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
41-5 下着を提供する場合は、新品を提供している	○
<コメント> 衣服は私服を着用でき、清潔を保つようにしている。また、こどもの気持ちや生活の継続性に配慮した対応がなされている。また、必要な場合に季節や場所に応じた適切な衣服を貸与している。下着や靴下は新品を提供している。	

[No.42] こどもの睡眠は適切か

A

◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠が行われる環境となっているかを確認します

42-1 こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
42-2 部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○

<コメント>

こどもの睡眠については、年齢に応じた就寝時間を設定し、小学生までは21時、中高生は22時となっている。また、各居室の室温等はこどもの好みに合わせて設定できるようになっている。

[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか

A

◆ねらい 日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か、また子どもの健康管理において適切な関係機関との連携体制が確保されているかを確認します

43-1 入所時にこどもの健康状態を把握している	○
43-2 こどもの健康状態を適切に把握している	○
43-3 こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
43-4 健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○
<コメント> こどもの健康管理については、看護師を中心に健康状態を把握している。看護師の不在時は、医療職や相談ダイヤル、病院・薬局等を活用して受診の必要性等を判断している。また、持病・服薬・アレルギーや、母子手帳による予防接種歴の確認を行っており、朝夕の検温や定期的な視診も実施されている。受診時は看護師が同行し、保護者連絡は児童福祉司と連携した健康管理が行われている。	

[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか

B

◆ねらい こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われているかを確認します

44-1 こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている(ICTの活用等を含む)	△
44-2 学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
44-3 在籍校との連携を図っている	○
44-4 通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	△
<コメント> 学習支援は、教員免許を有する経験者が学習支援を行っている。在籍校とは児童福祉司と連携して対応し、テストや行事への参加など、個別の状況に応じた配慮がなされている。一方で、ICTの活用はあるものの通学支援やリモート学習は環境調整ができておらず、今後の取組に期待する。	

[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか

A

◆ねらい こどもの無断外出を行った子どもに対して、その子どもをしっかりと受け止めたうえで子どもが納得できるような対応が行われているか、また無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮がなされているかを確認します。

45-1 こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
45-2 無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
45-3 無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-4 無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○

45-5 無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を行っている	○
<コメント> これまで無断外出はないが、無断外出の発生時にはマニュアルに基づいた対応が行われるよう職員に周知している。また、無断外出の可能性があるこどもについては、事前にその背景等のアセスメントが行われている。	

[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか

A

◆ねらい 未就学児の子どもに対し、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを確認します

46-1 発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
46-2 未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	○
<コメント> 発達段階や個人差に配慮した保育を行っている。しかし、2歳児から年長児まで在籍しているため、保育士の経験に関わらず、こども一人ひとりの社会的背景や生活環境による状態の違いを理解し、個別の支援を心がけている。また、年齢に応じた経験を大切にしながら、子どもの発達を促し、安心して過ごせる保育環境づくりに努めている。	

2. アセスメント・支援方針

[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか

A

◆ねらい こどもとこどもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか確認します

47-1 一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
47-2 一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	○
<コメント> こどもの家庭の状況や心身の状況等は、一時保護施設入所時に児童福祉司が策定した「一時保護入所時確認表」により共有している。また、児童相談所全体の定例会議での報告や情報共有ツールの記録により情報共有をしている。	

[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか

A

◆ねらい こどもの全生活場面について適切に行動観察が行われているか、また、記録されているか確認します。

48-1 こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
48-2 こどもの行動観察の結果を記録している	○
48-3 行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○

<コメント>

こどもの行動観察は、職員間の情報共有ツールを活用し整理・記録している。その記録や情報は児童福祉司や児童心理司と共有している。また、定期的な一時保護施設での観察会議を行い、こども理解やストレングス等の視点も含む検討が行われる。

【No.49】 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか

B

◆ねらい 観察会議を適切な頻度で開催されているか、また、担当児童福祉司や児童心理司等が参加し適切な行動診断となっているか確認します

49-1 観察会議を適切な頻度(原則として週 1 回)で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	△
--	---

49-2 観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	△
---------------------------------	---

<コメント>

観察会議は、2週間に1度開催されている。また、観察会議には児童福祉司や児童心理司が参加できていないが、日頃から情報共有ツールを活用し情報共有が図られている。

【No.50】 行動診断や援助方針に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか

A

◆ねらい 援助方針に沿った個別ケアを行っているか確認します

50-1 行動診断や援助方針に基づく支援方針を職員間で共有している	○
-----------------------------------	---

50-2 こどもの生活等に関する方針に基づいた養育・支援を行っている	○
------------------------------------	---

50-3 一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
---------------------------	---

<コメント>

行動診断や援助方針に基づき、職員の情報共有やこども一人ひとりの状況を踏まえた個別ケアが行われている。また、こどもの生活等に関する方針に基づいた養育・支援を行い、一時保護解除後を見据えた支援も視野にいたした養育支援に努めている。

【No.51】 総合的なアセスメントや援助方針の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか

A

◆ねらい 援助方針の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか、児童福祉司、児童心理司と情報共有しながら援助指針を策定しているか確認します。

51-1 チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
-------------------------------	---

51-2 総合的なアセスメントに基づく援助方針を策定している	○
--------------------------------	---

51-3 援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
-----------------------------	---

<コメント>

行動診断や援助方針に基づき、職員の情報共有やこども一人ひとりの状況を踏まえた個別ケアが行われるようにしている。また、一時保護施設職員、児童福祉司、児童心理司のチームでアセスメントを行い、援助方針会議にも一時保護施設職員が参加している。

【No.52】 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助方針の見直しの提案を行っているか

A

◆ねらい 一時保護中において、こどもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか確認します

52-1 こどもの変化に応じた支援を行っている	○
52-2 適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
<コメント> 日々の朝礼においてこどもの様子を児童相談所全体で共有し、適切な保護の期間となるよう相談部門へ意見を伝えている。また、子どもの心身の変化が見られた際には速やかに情報共有を行い、必要な支援につなげられるようにしている。一方で、意見を伝えているものの、結果として保護期間が長期化するケースも見られる。	

【No.53】 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか

A

◆ねらい 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか確認します。

53-1 こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
53-2 こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
53-3 親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	
<コメント> 親子関係再構築支援において、こどもの希望や思いをていねいに聞き取り、担当児童福祉司や児童心理司等と連携しながら保護者に伝えている。また、必要に応じて一時保護施設職員も保護者面談に参画している。家族面会後の様子は関係職員で共有し、支援方針に活かしている。	

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

【No.54】 こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

B

◆ねらい こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

54-1 性的な問題を有するこどもの受け入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	△
54-2 こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	△
54-3 一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている	○
54-4 PTSDの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
<コメント> 性的な問題を有する子どもの受け入れは一定数あり、受け入れ時には検討が行われる。また、包括的性教育等の体系的な支援も十分には行われていないこともあり、今後は、受け入れ時のカンファレンスや包括的性教育等を行う体制整備に期待する。	

【No.55】 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか

A

◆ねらい 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか 確認します

55-1 他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
55-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
55-3 他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
<コメント> 危機対応マニュアルを策定し、他害や破壊行動が発生した際の対応について整理している。しかし、夜勤帯など職員配置が限られる時間帯においては、行動を起こした子どもへの対応と、他児へのケアを役割分担しながら行うことが難しいこともある。また、自傷行為への対応について職員間で話し合う機会はあるものの、背景要因やリスクを踏まえた十分なアセスメントまでは行き届いていないとの声もある。	

【No.56】 重大事件に係る触法少年に対して適切な支援体制があるか

B

◆ねらい 重大事件に係る触法少年に対して適切に支援することができるか確認します

56-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制があるか	△
56-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保できる	△
56-3 重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮ができる	△
<コメント> 重大事件に係る触法少年と思慮されるこどもの一時保護にあたっては、一時保護所の職員のみでは対応が困難であるが、所として組織的に支援体制を確保するということが行われずに一時保護を実施する場合がある。また設備面ではそのような児を一時保護するために適切な居室は確保できていないため、今後、児童相談所としての方針の検討が必要である。	

【No.57】 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか

B

◆ねらい 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか確認します

57-1 障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	△
57-2 周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている	○
<コメント> 障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制はないが、受け入れた場合はできるだけこどもの障害に合わせた合理的な配慮を行う。また、他のこどもへの説明を行う。	

【No.58】健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか

B

◆ねらい 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか

58-1 健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	△
58-2 健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	△
58-3 服薬管理を適切に行っている	○
58-4 誤薬防止策を講じている	○
<コメント> 健康上配慮が必要なこどもについては、看護師と対応を検討する。しかし、一時保護施設では、24 時間継続した対応はできないため、医療が必要なこどもについては医療機関へ委託をする。また、服薬管理については看護師と誤薬防止策の対応に取り組んでいる。	

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

【No.59】一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか

A

◆ねらい 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか確認します

59-1 一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
59-2 里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
59-3 一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
59-4 こどもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOS の出し方についてこどもに伝えている	○
<コメント> 一時保護解除を子どもに伝える際には、児童福祉司と相談しながら適切なタイミングを検討している。また、解除後も児童相談所による支援が継続されることについては、その都度児童福祉司から丁寧に説明が行われている。退所後も SOS の出し方や困ったことがあれば相談できることを伝えるなど、不安の軽減に努めている。	

【No.60】一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか

A

◆ねらい 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか 確認します

60-1 家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
60-2 施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
60-3 一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○

<コメント>

退所にあたり関係機関等に対し必要な情報の提供については、行動観察から得られた成長の様子や支援のポイントについて、児童福祉司と連携しながら提供している。また、要保護児童対策協議会等も含めた対応がなされている。さらに、相談部門から要請があった場合には、一時保護施設が説明等の必要な対応を行っている。

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

【No.61】 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか

B

◆ねらい 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか 確認します

61-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
61-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	△
61-3 マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	△
61-4 マニュアル等の内容について見直し等を行っている	△

<コメント>

各種マニュアルが作成され、職員全体で共有している。異動者や新規採用職員に対しては研修を実施し、内容の理解に努めている。また、マニュアルは毎年見直し改正が行われているが、職場全体で確認や周知する機会の確保が難しく、今後の取組が必要である。

【No.62】 こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか

A

◆ねらい こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか 確認します

62-1 こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
62-2 こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
62-3 こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○

<コメント>

ヒヤリハット事例の共有を通じ、日常的に危機管理に努めている。また、事故やけがについては、事故対応マニュアルに沿って所内で速やかに報告・情報共有を行い、原因の分析と再発防止に取り組んでいる。

【No.63】 災害発生時の対応は明確になっているか

A

◆ねらい 災害発生時の対応は明確になっているか確認します

63-1 火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
63-2 避難訓練を毎月1回以上実施している	○

63-3 日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
<コメント> 災害発生時の対応については、マニュアルに基づいて行われる。一時保護施設においては、火災や地震を想定した避難訓練を毎月実施しており、こどもと職員双方が災害時の行動を具体的に確認する機会が確保されている。また、庁舎全体としても消防署等との避難訓練が予定されている。	

[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

A

◆ねらい 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか確認します

64-1 感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
64-2 感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
<コメント> 感染症予防については、換気・マスク着用・手指洗浄など基本的な感染対策が日常的に徹底され、こどもや職員双方の健康管理に配慮した取組が行われている。また、感染症児への対応では職員を固定し、看護師を中心に医療職と連携しながら対応している。	

[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか

A

◆ねらい 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか確認します

65-1 一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
65-2 こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
65-3 こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
65-4 こども以外の者への返還は適切に行っている	○
<コメント> こどもの私物については、入所時に所持品を確認し、所持物品整理簿に記入している。また、私物のロッカーは、何を保管しているのか把握できるようにしている。さらに、施錠可能な金庫を各居室に設置し、こどもの貴重品等を保管できるようにしている。また、所持すべきでないものに関しては納得できるよう丁寧に説明している。	

2. 施設運営計画

[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

B

◆ねらい 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか確認します

66-1 事業計画を策定している	○
66-2 事業計画に基づく取組みを実施している	○
66-3 事業計画の策定と確認、見直しの仕組みがある	○

66-4 策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある	○
<コメント> 一時保護施設の運営は、児童相談所全体の年度事業計画や年間行事計画に基づき進められているが、一時保護所としては行事計画を中心に取組んでいるが独自の事業計画や具体的な目標設定には至っていない。今後は、一時保護所としての役割や重点課題を明確にし、中長期的な視点で支援の質向上や業務改善、職員の資質向上につながる事業計画の策定に期待する。	

[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか		A
◆ねらい 一時保護施設としての質の向上を行うための仕組みがあるか確認します		
67-1 自己評価を定期的に行っている		評価外
67-2 外部評価を定期的に行っている		評価外
67-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている		評価外
67-4 職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている		○
67-5 こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている		○
<コメント> 東部児童相談所として今回はじめて第三者評価を受審したところであり、今後、今回の結果をもとに毎年の自己評価を行うことにより、一時保護施設体制の充実と支援の質の向上に期待する。		